

学校法人多摩美術大学寄附行為

第一章 総 則

第 一 条

(名 称)

本法人は学校法人多摩美術大学と称する

第 二 条

(事務所の所在地)

本法人はその事務所を東京都世田谷区上野毛三丁目一五番三四号に置く

第 三 条

(目 的)

1 本法人は教育基本法及び学校教育法に従い、大学其の他の教育施設を設置することを目的とする

2 本法人は前項のほか私立学校法第二十六条の規定による事業を行う

第 四 条

(設置する学校)  
本法人が前条第一項に規定する目的を達成するために設置する学校は左に掲げるものとする

多摩美術大学

大 学 院 美術研究科

美 術 学 部 絵 画 学 科

彫 刻 学 科

グラフィックデザイン学科

情報デザイン学科

環境デザイン学科

生産デザイン学科

工 芸 学 科

第 二 章 役 員 及 び 理 事 会

第 五 条

(役 員)

本法人の役員の数に左の通りとする

- 一、理事 七人以上 九人以内
- 二、監事 二人以上 四人以内

第 六 条

(理事長)

理事のうち一人は理事の互選により理事長となる

第 七 条

(常務理事)

理事の互選により常務理事を一人または二人選任することができる

第 八 条

(理事の選任)

1 理事は左の各号に掲げるものとする

- 一、多摩美術大学学長

二、評議員のうちから評議員の互選により定められた者三人以上七人以内

三、前二号の規定により選任された理事以外の理事は本法人に関係ある学識経験

者のうちから評議員の意見を聞いて前二号の規定により選任された理事の過

半数の議決をもって選任する

2 前項第一号及び第二号に規定する理事は、学長又は評議員の職を退いたときは理

事の職を失うものとする

第 九 条

(監事の選任)

第十條

監事は本法人の理事、評議員又は職員（本法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。以下同じ）以外の者であつて、理事会によつて、適任と認められ、評議員会の同意を経て、理事長がこれを任命する

（役員任期）

1 役員（その在職中理事となる者を除く、この条中以下同じ）の任期は四年とする。但し欠員が生じた場合の補欠の役員は前任者の残任期間とする

2 役員は再任されることができる

3 役員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う

第十條の二

（役員解任及び退任）

1 役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる

一、法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二、心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三、職務上の義務に著しく違反したとき

四、役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき

2 役員は次の事由によつて退任する

一、辞任

二、学校教育法第九條各号に掲げる事由に該当するに至つたとき

の三（理事長の職務）

理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する

（理事の代表権の制限）

第十二條

理事長以外の理事はすべて本法人の業務について本法人を代表しない（理事長の職務の代理又は代行）

第十二条の二 (監事の職務)  
理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは理事長のあらかじめ指名した他の理事が順次に理事長の職務を代理し又は代行する

監事は、次の各号に掲げる職務を行う

一、 本法人の業務及び財産の状況を監査すること

二、 本法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること

三、 本法人の業務又は財産に関し、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告し、必要があるときは、文部科学大臣に報告すること

四、 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

第十三条 (理事会)  
五、 本法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

1 本法人の業務の決定は理事会において行う

2 理事会は理事全員をもって組織する

3 理事会は随時理事長が招集する 但し理事長は理事総数の二分の一以上又は評議員会から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない

4 理事会の議長は理事長とする

第十四条 (理事会における議決方法)

1 理事会は理事の過半数の出席がなければ議事を開き議決をすることが出来ない 但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席とみなす

2 理事会の議決は法令及びこの寄附行為に特別の定がある場合を除いては理事総

## 第十五条

数の過半数で決し可否同数のときは議長が決するところによる  
(業務決定の特例)

左に掲げる事項については理事総数の三分の二以上の議決がなければならない

- 一、 予算、事業計画、借入金(当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く)及び重要な資産の処分に関する事項
  - 二、 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
  - 三、 合併
  - 四、 私立学校法第五十条第一項第三号に掲げる事由による解散
  - 五、 解散
  - 六、 残余財産の処分及び帰属先の選定に関する事項
  - 七、 収益事業に関する重要事項
  - 八、 寄附金品及び寄附財産に関する事項
  - 九、 寄附行為の変更
  - 十、 その他本法人の業務に関する重要事項
- の二 (役員構成)  
役員構成については、それぞれ各役員の親族、その他特別の関係あるものが三分の一をこえて含まれることになってはならない

## 第三章 評議員会

## 第十六条

(評議員会)

- 1 評議員会は十九人以上二十一人以内の評議員をもって組織する
- 2 評議員会は理事長が招集する
- 3 評議員会に議長を置き評議員の互選で定める

第十七条

4 理事長は評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から七日以内にこれを招集しなければならない

5 評議員会は評議員の過半数の出席がなければその議事を開き議決をすることができない

但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす

6 評議員会の議事は出席評議員の過半数で決し可非同数のときは議長の決するところによる

7 前項の場合において議長は評議員として議決に加わることができない

(議決事項)

第十七条

第十五条に掲げられている事項については評議員総数の三分の二以上の出席による三分の二以上の議決がなければならない

の 一 (諮問事項)

私立学校法四十二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる事項並びに左に掲げる事項については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない

第十八条

- (評議員の選任)
- 一、事業計画
  - 二、運用財産のうち不動産及び積立金の管理に関する事項
  - 三、寄附金の募集に関する事項
  - 四、剰余金の処分に関する事項
  - 五、寄附行為の施行細則に関する事項
  - 六、その他本法人の業務に関する重要事項

## 第十九条

- 1 評議員は左に掲げる十九人以上二十一人以内の者とする
  - 一、 本法人の職員のうちから理事会において選任された者九人以上十五人以内
  - 二、 本法人の設置する学校（本法人の前身者が設置した学校を含む）を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから理事会において選任される者五人以上七人以内
  - 三、 理事（第八条第一項第二号の規定によって選任された者を除く）のうちから選任される者二人以上五人以内
  - 四、 多摩美術大学学長
  - 五、 本法人に関係ある学識経験者二人以上五人以内
- 2 前項第一号、第三号および第四号に規定する評議員は本法人の学長、職員又は理事の職を退いたときは評議員の職を失うものとする
- 3 評議員のうちには各評議員についてその親族、その他特別な関係にあるものが三分の一をこえて含まれることになってはならない

### （任期）

- 1 評議員（前条第一項第三号及び第四号に規定する評議員を除く）の任期は四年とする。但し欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は前任者の残任期間とする
- 2 評議員は再任されることができる
- 3 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う

## 第四章 資産及び会計

## 第二十条

### （資産）

- 本法人の資産は左の通りとする
- 一、 別紙財産目録記載の財産

## 第二十一条

- 二、資産から生ずる果実
- 三、授業料、入学金及び試験料
- 四、収益を目的とする事業から生ずる収入
- 五、寄附金品及び寄附財産
- 六、その他の収入

(資産の区分)

1 本法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の三種とする

2 基本財産、運用財産及び収益事業用財産の区分は私立学校法施行規則第三条第五項の規定に基づき別紙財産目録の区分に従うものとする

3 寄附金品及び寄附財産については寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する

## 第二十二条

(基本財産等の処分の制限)

基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金はこれを消費し又は担保に供してはならない。但し法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは第十五条及び第十七条の規定に従いその一部に限り処分することができる

## 第二十三条

(会計)

本法人の会計は学校の経営に関する会計(学校会計)と収益を目的とする事業に関する会計(事業会計)とに分つ

## 第二十四条

(予算及び事業計画)

予算及び事業計画は毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会及び評議員会に付議する

## 第二十五条

(決算及び事業の実績の報告)

1 決算は毎会計年度終了後二ヶ月以内に作成し監事の意見を求めるものとする



2 理事会において決算及び事業の実績を評議員会に報告する場合には監事の意見を添えなければならない

## 第五章 収益事業

### 第二十六条

(種類)

本法人が行う第三条第二項の事業の種類は美術工芸に関する金属及び木工製品製造業とする

### 第二十七条

(収益金の処分)

1 前条の規定によって行う「美術工芸に関する金属及び木工製品製造業」から生じた収益金は理事会の決議に従い一部はこれを事業会計の積立金として積立て他の金額は運用財産又は基本財産に繰り入れ本法人の設置する学校経営に使用する

2 事業会計の積立金はその会計年度内における事業会計の収入をもって補填できることが確実な場合又は当該会計年度の事業会計の収支決算上損失を生じた場合に限りこれを処分することができるものとする

## 第六章 解散

### 第二十八条

(解散)

本法人解散は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない

### 第二十九条

(残余財産の帰属先)

本法人が解散(合併及び破産による解散を除く)した場合における残余財産の帰属先は解散のときにおいて他の学校法人その他教育の事業を行う公益法人とする

第七章 寄附行為の変更

第三十条

(寄附行為の変更)

- 1 本人の寄附行為を変更するには、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を得なければならない
- 2 前項の規定にかかわらず、寄附行為の変更に関する私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない

第八章 公告の方法その他

第三十一条

(公告の方法)

本人の公告は多摩美術大学の掲示場に掲示して行う

第三十二条

(施行規則)

本人寄附行為施行規則は評議員会の議を経て理事会においてこれを定める

附 則

- 1 本寄附行為は組織変更の登記をした日から施行する
- 2 本人組織変更当初の役員は次の通りとする

同	同	理	理
		事	事
		長	長
石	上	井	杉
井	条	上	浦
吉	秀	忻	朝
五	郎	介	治
郎			武

同 監 同 同 同  
 事  
 池 齋 村 逸 藤  
 藤 田 見 原  
 留 晴 梅 繁  
 三 浩 彦 栄 太郎

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和二十八年三月二十三日）から施行する

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和二十九年五月十四日）から施行する

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和三十年三月三十一日）から施行する

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和三十九年三月三十一日）から施行する

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭三十九年六月八日）から施行する

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和四十六年九月八日）から施行する

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和五十一年七月二十九日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和六十三年十二月二十二日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成四年九月二十二日）から施行する

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成九年十二月十九日）から施行する

附 則

（施行期日）

平成十年二月十二日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成十年四月一日から施行する

（多摩美術大学美術学部絵画科、彫刻科及びデザイン科の存続に関する経過措置）

多摩美術大学美術学部絵画科、彫刻科及びデザイン科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず平成十年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする

附 則

この寄附行為は文部大臣の認可の日（平成十年十二月二十二日）から施行する

附 則

この寄附行為は平成十五年四月一日から施行する

附 則

この寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成十八年二月二十四日）から施行する

附 則

この寄附行為は平成二十六年四月一日から施行する

附 則

この寄附行為は平成三十年四月一日から施行する